

居宅介護支援事業所 各位

介護予防支援業務等の給付管理に係る書類の提出期限等について

日頃から、本市介護保険事業の推進に対して、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域包括支援センターから委託を受けた介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業の給付管理に係る書類の提出期限（2019年度分）を次のとおりとさせていただきます。

なお、地域包括支援センターの給付管理業務をスムーズに行うため、可能な限り早期に提出してくださいよう御協力をお願いいたします。

1 各月の提出期限

		2019年							
月	4月	5月※	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日	5日(金)	7日(火) 正午まで	5日(水)	5日(金)	5日(月)	5日(木)	4日(金)	5日(火)	5日(木)

		2020年		
月	1月	2月	3月	
日	6日(月)	5日(水)	5日(木)	

2 提出時間

午前8時45分～午後5時15分 ※5月7日については、午前8時45分～正午まで

3 提出場所

旭川市総合庁舎2階福祉保険部長寿社会課 14番窓口

窓口横に設置した地域包括支援センターごとの書類入れに書類を入れてください。

4 提出書類

(1) 給付管理票

(2) サービス提供実績が分かる書類

ア 月当たりの定額報酬以外のサービス（介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護など）

イ 月当たりの定額報酬サービスのうち、日割り請求となった場合

ウ 介護予防福祉用具貸与を利用している場合

※サービス提供実績が分かる書類については、サービス提供事業所が作成した書類を添付してください。

(3) 委託料の請求書、請求明細書

(問合せ先)

長寿社会課地域支援係

電話 25-5273